

決 裁	議 長	局 長 寺	次 長	リ ー タ ー	担 当	合 議
						

令和7年 7月 15日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 高橋 展子

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 活動月日 令和7年6月30日(月)~令和7年7月2日(水)
- 2 活動場所 滋賀県大津市唐崎2-13-1
全国市町村国際文化研修所
- 3 活動目的 令和7年度 市町村議会議員研修 [3日間コース]
社会保障・社会福祉
- 4 活動内容 6/30 「社会保障・社会福祉の課題と展望」
「生活困窮の実態と対応策のあり方」
7/1 「まちづくりによる介護予防」~武豊町の憩いのサロン事業~
「社長が応援団長になる地域づくり」~未来への下ごしらえ~
「地域共生社会の実現に向けて」
「豊田市における地域共生社会の取組について」
意見交換会 《地域共生社会の実現に向けて》
7/2 「これからの子ども・子育て支援のあり方」
~地域包括的・継続的支援に向けて~

以上 7 講義を受講した。

5 活動成果

「社会保障・社会福祉の課題と展望」

◆社会保障財源の見通しと課題

1. 給付費の急増

- 2025年には約150兆円に達する見通し。
- 特に75歳以上人口の急増により、医療・介護費が急激に増加。
- 地方では過疎化、都市部では単身高齢者の増加が財源配分の課題に。

2. 財源構造の基本

日本の社会保障は主に以下の3つで支えられている。

保険料(賦課方式)・税財源(公費)

積立金(年金積立金管理運用独立行政法人=GPIFなど)



◆財源に関する年金制度改革

- ・税財源の重点化：公費は「すべての人に薄く」ではなく、低所得層への重点配分に転換すべき。
- ・高齢者の再定義：65歳以上を一律に「受け手」とせず、65～74歳は支え手として活用。
- ・支給年齢の引き上げ：年金支給開始年齢を67歳～68歳へ段階的に引き上げる必要性。
- ・制度横断的改革：年金・医療・介護を一体的に設計し直すことで、財源の効率的活用を図る
- ・雇用制度改革との連動：高齢者の就労促進のため、企業の人事制度や賃金カーブの見直しも不可欠。

◆厚生年金「流用」批判の背景と誤解が生じる理由とその影響

- ・制度の複雑さ：「厚生年金＝サラリーマン」「国民年金＝自営業者」という旧来のイメージが根強い。
- ・情報の断片化：SNSなどで「損をする」という感情的な言説が先行しやすい。
- ・政治的配慮：一部の政治家が「流用」との批判を恐れて法案を一時見送った経緯もある

→「流用」との批判に過剰に反応するのではなく、制度全体の合理性と持続可能性を重視すべき。

→氷河期世代の低年金問題に対応しなければ、将来的に生活保護費が膨張し、より大きな財政負担が生じる可能性がある。

年金制度は“保険”であり、世代間・所得間のリスクを社会全体で分かち合う仕組み。『自分の払った分を自分だけが受け取る』という発想では制度は成り立たない。制度の本質的な理解と冷静な議論の必要性。誤解を放置せず、制度の透明性と説明責任が今後ますます重要になる。

社会保障制度の持続可能性は、財源の確保だけでなく、制度の構造改革と国民の合意形成にかかっていると説いています。そのためには、与野党を超えた常設の諮問機関の設置や、制度横断的な議論の場が不可欠だと提言している。

◆子育て支援

- * 脳の二階部分：セルフコントロール（自分の感情・思考・行動を自分で制御し、抑制したり調整したりすること）を使いこなすスキル。
 - レジリエンス能力（困難をしなやかに乗り越え 回復する力）に繋がる。
- * ネガティブ・ケイパビリティ（どうにもならない状況でも、急いで答えを出さず自分なりの答えが現れてくるのを待つ力）
 - 急いで答えを出さず自分なりの答えが現れてくるのを待つ力』を養うことは、受容する力であり、個人の成長にとどまらず、社会全体の寛容さを育むことにもつながる。
- * 共感力（思いやり・向社会性）
 - 多様な人がいることを理解し、思いやる心は幸福度を高める。

◆認知機能と地域社会

認知機能の低下がもたらす課題

- * 認知症に至らない軽度の認知機能低下でも、金融行動や契約判断に支障が出る。

- * 高齢者が自分の資産状況を把握できず、詐欺や消費者被害のリスクが高まる。
- * 認知機能が低下しても本人が自覚しないケースが多く、「主観的認知機能」と「実際の認知機能」の乖離が問題に。

車の運転と同様に、認知機能が低下しているにもかかわらず、ATM の操作や契約をするという経済行動をする能力がある状態で主観的認知機能が上昇してしまうと、自分が不適切・不利な契約を結ばされても、本人が被害を受けているという認識を持たなければ、被害は明らかにならない。

主観的認知機能と認知機能の乖離により、トラブル事態を認知しておらず、そのため実態の把握が困難である。

◆地域社会と制度の役割

自治体の重要性

- * 成年後見制度や地域包括支援センター、消費生活センターなど、自治体が高齢者支援の最前線を担う。

しかし、金融資産の管理支援に特化した公的機関は地域に存在しないのが現状。

- * 金融機関と福祉機関が連携し、高齢者の資産を守る「資産のケア（介護）」が必要。

- * 個人情報保護と制度の活用

通常、本人の同意なしに情報共有は困難だが、次の制度を活用することで可能に：

消費者安全法（消費者安全地域確保協議会）

社会福祉法（重層的支援体制整備事業）

- ➔金融包摂が目指す包摂社会：認知機能が低下しても本人の希望に沿った経済活動ができる社会

商助を使った地域共生社会の確立

公助・自助・共助・互助の4助で対応できない、あらゆるものを取り巻く環境が複雑さを増し、将来の予測が困難な状況にある VUCA 時代。

- ➔商助を加えた「5助体制」の確立。

「生活困窮の実態と対応策のあり方」

1. 多様な生活困窮の実態

- ・生活困窮は単なる「所得の不足」ではなく、就労・住居・健康・人間関係・孤立など複合的な問題を含む。
- ・特に不安定居住、社会的孤立といった「見えにくい困窮」に注目。

2. 支援のあり方：伴走型・包括型支援の重要性

- ・一時的な金銭給付だけでなく、継続的な相談支援や就労支援、居住支援が必要。
- ・「伴走型支援」：支援者が当事者と信頼関係を築きながら、長期的に寄り添う支援スタイルを重視。

3. 制度の課題と改善提案

- ・現行の生活困窮者自立支援制度は、自治体間で支援内容に差がある。
- ・支援人材の育成・研修の標準化や、制度の柔軟性向上が求められる。
- ・「重層的支援体制」の構築：福祉・医療・教育・地域活動など多分野の連携が不可欠。

生活に困っている人が、どこにどれだけいるか、どのようなことに困っているのか。

相談窓口を設けても、自身で相談に訪れる人は期待できない。

福祉の制度を必要とする人に届けて、生活を支える機能を果たすには、誰が取り次ぐのか。

地域で見守る・地域で支える：この「地域」は曖昧、不明瞭。

→どこの誰が具体的に何をするのかを明確にする。

「まちづくりによる介護予防」

介護予防におけるソーシャルキャピタル(社会関係資本)の活用

1. 地域サロン・通いの場の設置

住民が自主的に運営する「憩いのサロン」などの場を設け、交流・運動・学習を行う

2. 地域組織への参加促進

趣味・スポーツ・ボランティアなどの地域活動への参加を促すことで、社会的孤立を防止

→地域の信頼度が高いほど、要介護リスクが低下するという研究結果もある。

3. 住民主体の健康づくり

専門職依存から脱却し、住民同士が支え合う「互助」の仕組みを育てる。

例：元気な高齢者がフレイル高齢者を支援する「支え手・受け手」モデル

なぜソーシャルキャピタル(SC)が介護予防に効くのか？

* 孤立の防止：人とのつながりがあることで、うつや認知症のリスクが低下。

* 行動の促進：仲間と一緒に活動することで、運動や外出の習慣がつく。

* 情報の共有：健康や福祉に関する情報が自然に伝わる。

介護予防サービスとソーシャルキャピタル(SC)の関係は密接で、SCが豊かになれば要介護者が減るであろうことが予測されるため、地域のSCを豊かにし構成要素となる人的資源を育てていくことが、今後、ソーシャルワーカーの重要な役割になる。

「社長が応援団長になる地域づくり」

1月21日の市町村長等・議会議員特別セミナーでも受講

「誰もが誰かの応援者」

ひきこもりの方々へ対話を深め、それぞれの適性や得意な面を探し、障がいのある方への働くことへのサポートと障がい者を雇用する側との応援体制を整えるための事例紹介と実践内容。

「地域共生社会の実現に向けて」

1. 地域共生社会とは？

・「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会」の実現を目指す社会福祉法の理念に基づく。

- ・単なる「支援対象者」へのサービス提供ではなく、住民一人ひとりが「支え手」としても関わる社会を構想。
2. 包括的支援体制の構築
 - ・縦割り行政の限界を乗り越えるため、制度間・分野間の連携が不可欠。
 - ・「制度と制度」「人と人」をつなぐ対話と協働のプロセスが重要。
 - 8050 問題・ヤングケアラー・ダブルケア⇒自ら声を上げることができない。
 3. 市町村の役割と課題
 - ・市町村が福祉全体を見渡し、企画立案できる体制が求められる。
 - ・形式的な制度整備ではなく、地域の実情に応じた柔軟な体制構築が必要。
 - ・トップダウンではなく、現場の対話と合意形成を重視。
 4. 支援観の転換
 - ・「支援する側／される側」という関係性を超えた、本人中心の支援観が必要。
 - ・制度や事業の枠組みを超えた、住民主体の地域づくりを支える視点が求められる。
 - 庁内・関係機関・地域社会の力を重ねる。
 - ⇒「重ねる」ための取組：地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。

重層的支援体制整備事業の位置づけ→まったく新しいことを行うのではなく、包括的な支援体制を推進するための「事業」という位置づけである。

地域共生社会の実現は、制度の整備だけでなく、地域に暮らす一人ひとりの関わりと協働によって支えられるものである。複合化する課題や制度のはざまの課題が表面化している。今後は、制度の「つなぎ目」を埋める支援と、住民の「つながり」を育む仕組みの両輪で、持続可能な地域づくりを進める必要がある。

「豊田市における地域共生社会の取組について」

豊田市における地域共生社会の取組概要

1. 基本理念と方針
 - ・「とよた宣言」（2023年10月 第5回地域共生社会推進全国サミットにて発信）制度や分野の縦割りを超え、住民や多様な主体がつながり合う社会を目指す。
 - ・全庁的な推進体制：福祉部門だけでなく、教育・防災・地域振興など全庁横断で取り組み。
2. 重層的支援体制整備事業
 - ・包括的相談支援：複雑な課題を抱える住民に対し、福祉・医療・就労など多機関が連携して支援。
 - ・参加支援：「とよた多世代参加支援プロジェクト」などを通じて、社会参加の機会を創出。
 - ・地域づくり支援：コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に、地域課題の解決を支援。
3. 実践事例
 - ・まめきちカフェ：障がい者や高齢者が運営に関わる地域交流拠点。認知症カフェとの連携や料理教室などを実施。

- ・農福連携：休耕地を活用し、障がい者と地域住民が共に農作業を行うことで、役割と居場所を創出。
 - ・脱プラスチック活動：「麦ストローチャレンジ」など、環境と福祉をつなぐ取組。
4. 副業人材（専門フェロー）の登用
 - ・福祉ブランディング・支援・人材育成の3分野で外部専門人材を登用し、行政の枠を超えた発想と実行力を導入。
 5. 全国発信と連携
 - ・地域共生社会推進全国サミット in とよた（2023年）
メタバース参加やリアルタイム字幕など、誰もが参加できる仕組みを導入し、全国に豊田市の取組を発信。

豊田市は人口(約 415,000 人)も高齢化率も(24.77%)で、「車のまち」として若者が定住しており養父市とは比較にならないが、都市近郊部と中山間部の広大な市域で地域ごとに特性・資源・文化などが大きく異なる。

これまでは自動車等の産業を中心に若いまちとして進んできたが今後は急激に高齢化する人口構造であるために、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、全国的にも先進的な取組を展開しています。

特に、豊田市の副業人材（専門フェロー）制度は、地域共生社会の推進に必要な専門性・多様性を行政に取り入れたり、民間の知見を活かし、福祉の見える化・支援の質向上・人材育成を強化している。

行政と民間の「共創」による新たな福祉の形を模索し、行政の枠を超えた柔軟な発想と実行力を取り入れた取組であると感じた。

「これからの子ども・子育て支援のあり方」

子どもと家庭の状況と子育て支援施策の新しい動向

- * 家族をめぐる形態的な変化：核家族化と平均世帯人数の減少・ひとり親家庭やステップファミリーなど多様な家庭の存在
- * 働き方に関わる状況：共働き世帯の増加・ワークライフバランス
- * 子どもと家庭を取り巻く変化
 - ・子ども→生活時間や遊びの変化・ストレスの増加と耐性の低下
 - ・親→育児不安・自信喪失と外部化・子育ての伝承の難しさ・仲間がいない
- * 親子関係・家族関係・家庭機能の変化
- * 地域との関係やつながりの希薄化、疎遠、孤立。
- ➡地縁・血縁型の子育てが困難(アウェイ育児)=子育て支援ネットワークの必要性

「子育て支援を要保護児童・要支援児童のニーズから考える」

現場から見えるニーズと課題

1. 支援の「気づき」に至るまでの壁
 - ・保育所等では、来所のきっかけ作りが重要（園庭開放、子ども食堂など）。
 - ・支援が必要な家庭ほど「外に出てこない」傾向があり、孤立の深刻化が課題。
2. 継続的な関係づくりの難しさ

- ・一時預かりや相談支援を通じて関係を築くが、保護者の不信感や羞恥心が壁になる。
 - ・保育士や支援者の信頼関係構築スキルが鍵。
3. 支援の質と量の不足
 - ・支援の必要性に気づいても、マニュアルや体制が整っていない施設が多い。
 - ・特に0歳児や6か月未満児の受け入れ体制が不十分。
 4. 外部機関との連携の課題
 - ・児童相談所や保健センターとの連携はあるが、情報共有の壁や役割の曖昧さが課題。

子育て支援の再設計に向けた視点

1. 普遍的支援と選別的支援の接続

- ・誰でも利用できる「普遍的支援」（園庭開放、相談窓口）を通じて、支援が必要な家庭を早期に見出。
- ・発見後は、専門的支援（訪問支援、心理支援、福祉サービス）へスムーズに接続。

2. 地域の「社会的親」機能の強化

- ・地域住民や支援者が「社会的親」として子どもを見守る体制づくり。
- ・子どもが安心して関われる多様な大人との関係性がレジリエンスを育む。

3. 切れ目のない支援体制

- ・妊娠期から学齢期まで、ライフステージを通じた支援の継続性を確保。
- ・こども家庭センターや地域包括支援体制の整備がカギ。

今後の支援体制の方向性：5つのキーワード

1. 「普遍性」と「選別性」の架け橋

- ・すべての子ども・家庭を対象とする「普遍的支援」（例：園庭開放、子育て相談）を基盤にしつつ、支援が必要な家庭を早期に見つけ、専門的支援へとつなぐ「選別的支援」との接続の仕組みが必要。
- ➔ 「誰一人取り残さない」支援体制の実現に直結する。

2. 「制度の狭間」に届く支援

- ・現行制度では、虐待が明確でない限り支援が届きにくいケースが多い。
- ・こども家庭センターなどが制度の谷間にある家庭に寄り添う触媒的存在となることが期待される。

3. 「社会的親」としての地域の再構築

- ・子どもが安心して関われる大人が家庭外にもいることが、レジリエンスの鍵。
- ・地域住民、保育士、民生委員などが「社会的親」として機能する関係性の再構築が求められる。

4. 「継続性」と「伴走性」

- ・妊娠期から学齢期、さらには自立期まで、切れ目のない支援が必要。
- ・一時的な支援ではなく、信頼関係を軸にした伴走型支援が重要。

5. 「市町村中心」の支援体制

- ・子どもが暮らす地域で支援が完結するよう、市町村が中核となる体制整備が不可欠。
- ・そのためには、人的資源・財政・研修体制の強化が前提となる。

支援体制の未来に必要な視点

支援体制の未来を考えると、単に制度やサービスを増やすだけでは不十分です。むしろ、「支援とは何か」「誰のための支援か」という根本的な問いに立ち返る必要がある。

支援は「困っている人を助ける」だけでなく、「孤立を防ぎ、つながりを育む」ことでもある。

子どもや家庭が「支援を受ける側」ではなく、地域の一員として尊重される関係性の再構築が重要。

今後の子ども・子育て支援体制の方向性については、転換が求められていると考えられる。特に、要保護児童・要支援児童のニーズから考えると、支援の「あり方」そのものが問い直される。

単なる制度改革ではなく、「子どもを中心に据えた支援文化の転換」が必要。

支援の「切れ目」を埋め、地域の中で子どもが安心して育つために、こども家庭センターや市町村の役割がますます重要になっている。

養父市では、すでに地域包括的・継続的支援の理念に基づいた先進的な取り組みが複数展開されており、今後の子育て支援や要支援児童への対応にも応用可能な土壌が整いつつあると感じる。

市町村中心の支援体制は、単なる「窓口の一本化」ではなく、地域のつながりを再構築し、誰もが安心して暮らせる社会をつくる基盤である。制度の狭間にある人々や、声を上げにくい家庭にこそ届く支援を実現するために、今後さらに人材育成・財政支援・地域資源の開拓が求められる。

決	議	同	次	守	次	リ	ア	ー	世	三	百	職
裁												

令和7年11月5日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 高橋 展子

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 活動月日 令和7年10月20日(月)～令和7年10月21日(火)
- 2 活動場所 滋賀県大津市唐崎2-13-1
全国市町村国際文化研修所
- 3 活動目的 令和7年度 市町村議会議員研修 [2日間コース]
「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」
- 4 活動内容 10/20 「地方議会の展望」・「議会改革度調査」から見る地方議会
「住民参加・情報公開を進める取組①」
10/21 「住民参加・情報公開を進める取組②」
「各議会における今後の議会改革推進の検討」【講義と演習】

以上 4講義の受講と「議会だより」についてのグループワーク演習をした。

5 活動成果

「地方議会の展望」

早稲田大学名誉教授 北川正恭 氏

戦前から現在までの政治の流れと、その中での「政治改革運動」についてや中央政権から地方分権国家への歩みを語られ、これからの地方議会の在り方を講じられた。

1. 二元代表制

- ・日本の地方自治は2つあり住民自治（議員）・団体自治（執行部）制度がある。
- ・「議会の仕事は何か？」執行部の監視機関との思い込みから脱却、卒業する。

⇒創造的な議会へ

- ・議員は民意の代弁者・民意の反映機関。
- ・執行機関と議会の対等な二元代表制の確立。

積極的な議会活動の展開



⇒執行権者は「ルールオリエンテッド」(組織の運営を明確な法律規則や手順に基づいて行う。)

議会の役割は「ミッションオリエンテッド」(明確な目標を定め、効率的に目標達成に向かう)

執行部は独任制⇔合議制=議会の強み。少数意見の留保。

2. 議会改革をチーム議会で

- ・議会事務局と力をあわす。

某県議会では事務局は議員数の人数のその3倍いた所もある。

他の行政部署では、その課や係の決められた仕事だけしかしない。

しかし!議会事務局は違う。議会事務局の職員は全ての事柄に携わることができる一番成長できる場所である。

- ・量的削減から質的充実へ

定数・報酬・政務活動費等の削減が改革とはいえない。

市民からそれらの削減が話題となるのは、議員が何をしているのか?自分たち市民の声を反映させてくれているからではないか。

議員の仕事は民意の反映。

執行部となれ合いの仕事をしてどうするのか?

⇒議員間で討論することが今本当に必要。チーム議会で働くこと。

三重県知事、衆議院議員、三重県議会議員を歴任された北川正恭先生の講演は、その実績から説得力と迫力があり、大変楽しく聞かせていただいた。

議員は民意の代弁者。二元代表制において、共に市民の代表である市長と市議会議員がお互いに対等の立場に立ち、議論を重ねながら市の発展のために尽力すること、自分たちのまちに何が必要か。事務局とともに議会全体、チーム議会で一丸となって話をしていくことの必要性を痛感した。

激変する時代に対応する議会のために、「古い議員、長老に負けるな!」という言葉には失笑。

※研修後に北川氏に関する資料や記事を読む中で、

氏が批判する「行政とのすり合わせによる馴れ合い議会」の文を読んだ。

・質問内容の事前すり合わせ

一般質問や議案審議において、議員が行政と事前に調整し、答弁内容まで“台本化”されることで、議場での緊張感ある議論が失われる。

事前通告制には、正確性の高い回答や効率的な議会運営というメリットもあるが、市民からは「一般質問のシナリオ化」と言われている。

通告文の簡素化や趣旨中心の記述への見直しが必要ではないのか。

・行政の意向に沿った質問

議員が行政に“配慮”しすぎることで、住民の声や問題提起が議会に届かなくなる。

9月定例会での私の一般質問の担当部署の「職員が土日を問わず対応している実態を理解した質問を」という答弁について。

当局職員のご尽力には敬意を表すが、その業務の逼迫は行政がマネジメントすべき問題で、市民の声を届けることを制限する理由にはならない。議会の役割は声を届け、改善を促すのが本質ではないか。この発言は一議員にだけでなく議員全体に向けられたものと捉えられるが、議会としてどう受け止めるか。むしろ、業務逼迫の実態を明らかにし、改善策を共に考えることが議会の役割ではないか。

「議会改革度調査」から見る地方議会 地域経営部会長 中村 健氏

早稲田大学デモクラシー創造研究所は、前身のマニフェスト研究所から「議会改革度調査」を引き継いだ。地方自治体を取り巻く環境は大きく変化した。

そのため、地域課題解決や未来創造の具体的な成果や変化が求められるようになったことを受け、これまでの「議会改革度調査」から「地域経営のための議会改革度調査」として、自立した地域をつくるために全国で広がる議会改革の流れと、その動向について研究を行っている。

1. 「地域経営に貢献する議会活動」

- ・「地域の問題」と「役所の問題」⇒市民と市役所とのやりとりのズレ、食い違い。市民から何を期待されているのか、問題の本質を探究する。
一般質問の事前通告は「学芸会」。
- ・議会が活動しても、それが地域の課題を解決したり、地域の未来を創造することにつながっていなければ議会は本来の役割を果たしたとは言えないのではないか。

2. 地域経営の観点から議会が果たすべき役割

3つの柱

- ①政策力の強化（新しい技術も活用しながら、政策形成・政策提言を議会として行う）
- ②主権者の参画（主権者である住民の意見を政策に反映させる仕組みの構築と実践）
- ③議会機能の強化（二元代表制の一翼を担う機関として、事務局を含めた議会全体の機能の強化）
 - ・地方議会は住民自治の根幹を成す。いかなる環境でも地方議会が機能する状況を整える努力を今おこなうべきである。
 - ・生成AIの活用や人口減少など、自治体を取り巻く環境が急速に変化する中、議会は地域課題の解決に向けた意思決定機関としての役割を強化する必要がある。
 - ・住民の代表機関であるとともに、自治体の意思決定機関でもある議会は、新しい技術を活用することで、政策形成力を強化し、地域課題の解決に積極的に取り組む。

3. 開かれた議会とは

- ・大半の議会基本条例中に『市民に対して開かれた議会を目指す』と記されている
- ・市民へ議会を開くために
 - ▶議会の情報をオープンにすること（情報共有）
 - ▶住民が議会へ参加すること（住民参加）
 - ▶今までの議会運営ルールを改め、足りない機能については制度を整えること（機能強化）

講演の内容が多分野・広範囲にわたり、焦点が絞りにくかったが、「開かれた議会のその先」の話が核心であったと感じた。

養父市議会では、市民に対して開かれた議会のために、議会モニターや各種団体との意見交換、議会報告会などいろいろな取組を実施している。

しかし、中村氏の「開かれた議会のその先」として地域の課題を解決や地域の未来を創造することに繋がっているのかを検証していく必要があると考える。

単なる意見聴取ではなく、共に課題を掘り下げ、解決策を練る市民との協働のしくみを実践していくべきことを実感した。

事例紹介：住民参加・情報公開を進める取組①

加賀市議会の取り組み 加賀市議会副議長 上田朋和 氏
議会改革度調査 2024 1544自治体中 全国 10位

- ・議会のホームページを見やすく刷新
- ・議会 YouTube 広報番組（議員が議会の取り組みを解説）
- ・議会だよりの改善
(R.6年：P16/フルカラー・単価 26.5 円・27,000 部×4回・実績総額 3,148,200 円)
- ・議会おでかけ教室（市内小・中学校で議会活性化特別委員会が講師となり、議会の概要の説明や意見交換）
- ・金沢大学法科大学院との連携協定締結
- ・政策提案する議会へ（さまざまな政策提言と政策条例の策定）
- ・議場 傍聴席モニターの設置（40万円）
- ・オンライン会議の導入 ・市民へ議会アンケート調査の実施 他

数多くの取組を実施されており、その中でも「議会基本条例」はもとより、種々の政策条例の制定や執行部への提言をされている。

養父市では「議会基本条例」などの議会の手続きなどに関するものを除いて、議員提案により制定された条例はないと聞いているので、地域経営の観点から政策力の強化として、政策提案する議会への取り組みが必要となるのではないだろうか。

加賀市議会の「こども議会」の開催では、中学・高校生に比べて小学生ではスムーズな進行が難しい、また「議会報告会」の市民周知にも尽力したが、市民の関心度が上がらないなどの反省点もあったようだ。養父市も「議会報告会」の市民周知については、工夫が必要である。

市民へ議会アンケート調査は、市民が議会に求める役割や情報発信のあり方を把握する目的で当議会でも実施してはどうだろうか。その結果は意見交換会や議会報告資料の改善に活かし、議会改革の方向性を市民と共有することができると思う。

事例紹介：住民参加・情報公開を進める取組②

奈良県王寺町議会 まちの空気を編集する議会広報

議会事務局議事庶務係長 広報コーディネーター 村田大地 氏

人口：24,000人 面積：7.01km²（全国で25番目に小さな自治体）

全国議会広報コンクール 2年連続入選／全国トップ10

第19回マニフェスト大賞 議会改革優秀賞／優秀プレゼンテーション賞 等

広報＝Public Relations 組織と公衆との良い関係性の構築・維持のマネジメント

*議会広報「おうじ議会だより」の改革ポイント

- ・コンセプト：「あなたと議会をつなぐガイドブック」ターゲットを決める。
- ・デザイン面：写真を多用し、文字量を調整・読みやすいフォントサイズ
行政用語の言い換え・解説付き
- ・内容面：審議結果にメリハリをつけて掲載・議員自身が取材を担当
毎月テーマを設け、全議員のコメントを掲載

- ・連携施策：LINE 公式アカウントで定例会情報を発信

*編集方針の設定

- ・町民の参加
- ・脱、報告書
- ・読みやすいレイアウト
- ・文字を少なく写真を多く

町の広報誌も担当した広報アドバイザーの指導で、「議会だより」も数々の受賞をされている。当議会も事務局の協力のもと企画や文面は議員でしているが、従来の様式のみで市民に届かない広報ではないかと感じる。

講演内容にあった、コンセプトやターゲットを決めること・議会も事務局もUD(ユニバーサルデザイン)思考に変えること、また行政用語やそれに係る略語や頭字語の解説は重要ではないか。誰のための広報なのか、住民の声が何よりも武器であることを最優先に、住民の困りごと→聞く→議員間討議する という議員の行動記事を増やしていく取り組みが必要ではないか。

一般質問記事の扱いや市の広報紙との切り口の違いも明白にし、議員が町の中の話題を取材する企画も良いと思う。

LINE 公式アカウントで定例会情報の発信では、議会の本会議の録画配信アクセス数が4倍に増えたようで、また市民の参加の面からもWEBアンケートで企画や構成の意見を市民に問うことも良いのではないかと思います。

いろいろと考えさせられる講演であった。

演習 議会だよりをどのように改善すればいいか

